

民法等改正に伴う児童福祉法等の改正について

概要

- 「民法等の一部を改正する法律案」が成立し、民法について、
 - ① 親権者による**懲戒権の規定を削除**するとともに（民法822条）、
 - ② **親権者は、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰等の、子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないものとする**（民法821条）との改正がなされた。（令和4年12月公布・施行）
- 民法等の一部を改正する法律案の中で、**児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律**について、**民法の新たな規定ぶりに合わせる改正**を行った。

（参考）改正前の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律では、

親権者と類似の措置を行う児童相談所長 等や**親権者**が、児童に対して

- ① **懲戒**することができる旨及び、
 - ② **体罰禁止**
- の規定を設けているところ。

民法等改正に伴う児童福祉法等の改正について

民法

改正後	改正前
<p>(監護及び教育の権利義務) 第八百二十条 (略)</p> <p>(子の人格の尊重等) 第八百二十一条 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</p> <p>(削除)</p>	<p>(監護及び教育の権利義務) 第八百二十条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。</p> <p>(新設)</p> <p>(懲戒) 第八百二十二条 親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。</p>

児童福祉法

改正後	改正前
<p>第三十三条の二 (略)</p> <p>② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、児童相談所長は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>第四十七条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親(以下この項において「施設長等」という。)は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、施設長等は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</p> <p>④・⑤ (略)</p>	<p>第三十三条の二 (同上)</p> <p>② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。</p> <p>③・④ (同上)</p> <p>第四十七条 (同上)</p> <p>② (同上)</p> <p>③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。</p> <p>④・⑤ (同上)</p>

児童虐待の防止等に関する法律

改正後	改正前
<p>(児童の人権の尊重等)</p> <p>第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(親権の行使に関する配慮等)</p> <p>第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。</p> <p>2 (同上)</p>